

チャイルドケア共育協会会員制度について

●会員の種類・年会費・有効期間について

※ライセンス会員/ 13.200 円（年次）

※コミュニティ会員/ 1.100 円（月次）

会員の在籍期間は解約のお申し出が発生するまで自動更新されます。

退会等の所定の手続きにより更新解除の際は会費の請求を停止いたします。

※退会されますと各種ライセンスの有効性を失います。

●登録事項に変更があった場合についてのお願い

お名前、ご住所、お電話番号、勤務先、会費の振替方法変更等、登録事項に変更があった場合は、直ちに当協会までご変更をお申し出下さい。

●会員の退会について

退会をする場合は、資格更新日（会員登録日）の1ヵ月前までにお申し出ください。

※ライセンス会員の退会

ライセンス会員の退会は、各種ライセンスが失効されるためご本人様確認が必要です。

ご本人様から当協会にお電話連絡の上、「退会届」を請求し、必要事項を記入の上ご提出をお願いいたします。退会後は年会費が請求されることはありません。また、取得したライセンス及び権利は全て失われます。

※コミュニティ会員の退会

オンラインサロン《ChildcareHOUSE》のサイト内「お知らせ掲示板」に退会申込フォームがございます。そちらのフォームから退会希望をお知らせください。退会後は月会費が請求されることはありません。

●ライセンス会員の復会について

ライセンス会員が退会後に復会をされた場合は、再登録のお手続によりライセンス利用が再開できます。復会希望の際は当協会までお問合せください。

●会員の除名について

チャイルドケア会員として、当協会の名誉、信用を失墜させる事由また、他の会員及び一般の方に損害を与えたと認められる場合に除名いたします。

チャイルドケア共育協会 ライセンス会員規約

チャイルドケア共育協会（以下当協会）に入会するためには、所定の手続きにより会員登録をし、当協会認定ライセンスを取得する必要があります。入会後は、当協会が定めたライセンス規定に則り、ライセンス会員として活動を行うことができます。

1. 当協会認定ライセンスを取得するためには、当協会認定講座を受講する必要があります。認定講座修了後、当協会認定試験を受験し、受験合格後に当協会へ登録手続きを行うことでライセンス会員となります。ライセンス会員は入会後に年会費を納入することでライセンスに基づく継続した活動が可能となり（ライセンスの有効）、また、さまざまな会員特典が当協会から付与されます。
2. 会員特典は主として次の通りです。
 - ・登録したライセンスごとの活用相談、指導を受けられる。
 - ・当協会が主催する各種セミナー、研修会に会員価格で参加できる。また、提携している協会・団体が主催するセミナーやイベントにも、特別価格で参加できる（対象のセミナーに限る）。
 - ・オンラインサービスによる、チャイルドケアをはじめとしたさまざまな情報提供を受けられる。
 - ・協会認定講師登録ができ、広報活動支援を受けられる。また、ご経験に応じ、当協会に寄せられたセミナー・イベント等に関わる業務依頼を、優先的に受け取る事ができる。

以下に記載する内容を正しくご理解の上、登録手続きを行ってください。

■ライセンス登録手続きについて

1. 各ライセンスに定められた登録料を、当協会に納入してください。
2. 登録料納入は web システムにてお手続きいただけます。
3. 会員年会費 12,000 円＋税は、web システムで選択いただいた決済方法により、お手続き翌月 26 日に自動振替での納入となり、以後、継続して年次その月に自動振替させていただきます。
4. ライセンスを複数登録する場合、会員年会費の重複はありません。
5. 登録者にはその証明として、当協会から「ライセンス認定証」が交付されます。

※日本アロマコーディネーター協会経由で年会費をおさめていらっしゃる方は、1/1 更新、5/1 更新、9/1 更新のいずれかで自動振替となります。

■会員登録日（認定日）

1. ライセンス会員としての登録日は、登録者から提出された登録書類に基づき、当協会が認定した日とし、当協会が交付するライセンス認定証にはこの日付を記載します。

■会員在籍期間・更新

1. 会員としての在籍期間は、会員登録日より開始されるものとし、会員特典はこの登録日から発生します。

2. 在籍期間は、本規約にて「年度」と定めた1年間を在籍期間の最小単位とし、前年度中に会員からの特段の申し出（規定の届出書の提出）がない限り、在籍期間は毎年自動更新されます。会員登録日からの1年間とし、以後、年度の区切りは同様とします。

■会員登録事項の変更

1. 氏名、住所、電話番号、年会費の振替口座（結婚などによる口座名義変更を含む）など、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに当協会までご連絡ください。
2. 会員より登録事項の変更連絡がなかった場合、それにより会員特典その他の活用ができなかった場合も、当協会ではその責任を負わないものとします。

■会員権利の譲渡・貸与

1. 当協会より会員に発行、送付した会員登録権、ライセンス認定証類等は、第三者への譲渡、貸与は一切できません。

■ライセンス認定証の再発行

1. ライセンス認定証の紛失、氏名変更等、改めて発行を希望される場合は、当協会に再発行の申請を行ってください。

■退会・会員権利の喪失

1. 退会を希望する場合は、当協会まで届出書を請求し、所定の手続きを完了するものとします。手続きには1ヵ月程かかります。資格更新日（会員登録日）の1ヵ月前までにお申し出ください。請求時すでに新年度に入っていた場合は、同年度の年会費を含め過去の未納分をすべてお納めいただいた上で手続きを行います。
2. 本人の都合により手続きが完了しない場合、会員在籍及び会費支払いは継続するものとします。

< 退会 >

ライセンス会員の登録は抹消され、会員の権利・特典は消失します。これに伴い、当協会から発行されたすべてのライセンス認定証、会員手帳とも、公式に証明するものとしては無効となります。以後、再度ライセンス会員として活動を希望する場合は、復会のお手続きを行ってください。

< 登録抹消 >

本状記載の各事項、規約に著しく反する行為等が生じた場合は、事前の通知をすることなく、ライセンス会員登録が抹消されることがあります。なお、登録抹消後も規約に基づく納入すべき年会費等、JAAが保有する請求権、債権が償却されるものではなく、支払い義務は継続します。

また、規約に定めた条項以外でも当協会の名誉を毀損し、社会的信用を失わせる行為を行った場合もこれに準じます。

抹消の場合は、会員の権利・特典は消失し、当協会から発行されたすべてのライセンス

認定証、会員手帳とも、公式に証明するものとしては無効となります。以後、ライセンスの取得等ができなくなると同時に、滞納等の規約違反による抹消記録が残りますので、十分にご注意ください。

■管轄裁判所

1. 何らかの事由で、会員との間で契約、活動に伴う紛争が生じた場合は、当協会事務局所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■その他

1. 法律の改正、社会情勢、その他の事情により規約及び会員登録に伴う諸規定の改定が必要と判断された場合は、会員に事前の通知をすることなくそれらを改定できるものとします。
2. 規約及び会員登録に伴う諸規定について見解の相違が発生した場合は当協会の考え方を優先させるものとします。